（沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令第四条第三項及び第九条第三項の規定の適用については、同令第四条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第九条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令第四条第三項及び第九条第三項の規定の適用については、同令第四条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第九条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則第五条第三項及び第十条第三項の規定の適用については、同令第五条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則第九条第三項及び第十四条第三項の規定の適用については、同令第九条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十四条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則第四条第三項及び第九条第三項の規定の適用については、同令第四条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。第九条第三項において同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第九条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（旅行業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条　旅行業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） 1　この省令は、平成三十年一月四日から施行する。 （経過措置） 2　当分の間、第一条の規定による改正後の旅行業法施行規則第四十三条第二項の適用については、同項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」とする。	**附　則** この省令は、平成三十年一月四日から施行する。